第五、事件ハ本案ノ口頭辯論ヲ經テ判決ヲ爲スヲ以テ原則トス

第六、訴訟ノ準備ニ關スル書類ノ送達ハ執達吏ヲシテ之ヲ爲サシム

(イ)第三人ニ對スル送達

(ロ)訴訟上ノ代理人ニ對スル送達

(ハ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ニ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ホ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ヘ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ト)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(チ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(リ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ヌ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ル)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ヲ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ワ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(カ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ヨ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(タ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(レ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ソ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ツ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ネ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ナ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ラ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ム)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ウ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ヰ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ノ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(オ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ク)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ヤ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(マ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ケ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(フ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(コ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(エ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(テ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ア)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(サ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(キ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ユ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(メ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ミ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(シ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ヱ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ヒ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(モ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(セ)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

(ス)滿五十才以上ノ男子ニ對スル送達

第七、裁判所ノ吟味ノ際ニ於ケル送達

第八、同居未成年ノ家族ニ對スル送達

本章ニ定メタル以外ノ送達ハ郵便ヲ以テ之ヲ爲ス

第九、前項ノ規定ニ依リ送達ヲ爲スニハ書留郵便ニ附シ發送セシメタル時ヲ以テ送達ヲ爲シタルモノトス

第十、郵便ニ附シタル書類ノ到達ニ關シ疑ヒアルトキハ裁判所ハ其ノ到達ヲ證スル書面ヲ送達ヲ受ケタル者ニ請求スルコトヲ得

第十一、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スコト能ハサルトキハ裁判所ノ書記ハ送達ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ交付シ又ハ之ヲ差置クヘシ

前項ノ場合ニ於テ送達ヲ受ケタル者ニ對シ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ

第十二、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ

第十三、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ

第十四、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ

第十五、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ

第十六、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ

第十七、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ

第十八、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ

第十九、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ

第二十、送達ヲ受ケタル者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ出會ヒタルトキハ書記ハ其ノ者ニ對シ送達ヲ爲スヘシ